
プロジェクト	実務対応 実務対応報告第 18 号の見直し
項目	第 112 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 112 回実務対応専門委員会（2017 年 12 月 13 日開催）で議論された実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第 18 号」という。）の見直しについて、聞かれた主な意見をまとめたものである。

今後の実務対応報告第 18 号の見直しの方針について

（エンドースメント手続との関係について）

事務局の提案に賛成する意見

2. エンドースメント手続の結果を踏まえるという方針に同意する。エンドースメント手続の過程で検討済みの機能通貨の論点など、再度実務対応報告第 18 号で検討し直す必要はないと考えられる。
3. 今後の実務対応報告第 18 号の修正項目の検討プロセスとして、エンドースメント手続の結果を踏まえるという方針は理解できるが、実務対応報告第 18 号の文案の記載においては、あまりエンドースメント手続きによるところを強調せずに、基本的にどのような考え方に基づいて修正項目を決定しているかを整理して記載することが良いと考える。
4. エンドースメント手続は、IFRS を基礎として、我が国の会計基準として受け入れられるかどうかの観点であり、一方、実務対応報告第 18 号の修正項目は、日本基準を基礎として、日本基準の枠内で IFRS 及び米国会計基準の会計処理を受け入れられるかどうかの観点であるため、両社は出発点が異なると理解している。そのため、必ずしもエンドースメント手続の結果を実務対応報告第 18 号でも利用できるということにはならず、追加的な検討が必要なのではないか。
5. 実務対応報告第 18 号は、子会社が採用している IFRS から日本基準への修正であり、一方、エンドースメント手続は、日本企業が IFRS を適用する上での修正であることを考慮すると、エンドースメント手続での検討とは違った観点での実務上の負荷が発生することが考えられる。そのため、18 号の修正項目の検討の際に、実務上の実行可能性や重要性が考慮されるという点は明確に示すべきである。

事務局の提案に賛成するが必ずしも予見可能性を高めるとは限らないとの意見

6. エンドースメント手続の結果を踏まえるという事務局提案に同意するが、検討にあたっては、重要性や実務上の実行可能性を評価する点が難しい議論になると考えられ、必ずしもエンドースメント手続の結果と実務対応報告第 18 号の修正項目が一致することにはならないと考えられる。このため、仮に修正項目に関する基本方針を周知したとしても、実務対応報告第 18 号の修正項目に関する、実務上の予見可能性を高めることにはならないと考えられる。
7. 実務対応報告第 18 号の見直しの基本方針として、エンドースメント手続の結果を踏まえるという方針は良いと考えるが、その上で重要性や実務上の実行可能性を考慮する点は、企業によって捉え方が様々になるため、方針として明示することは、かえって実務を混乱させるのではないか。

その他の意見

8. 従来、実務対応報告第 18 号はある程度実務上の処理が確立した段階で修正項目の検討を行っていたが、今回の事務局提案で示されている検討方針では、実務上の処理が確立する前に修正項目の検討を行うことになるため、実務上の実行可能性の評価に限界があるのではないか。
9. エンドースメント手続の検討時において、エンドースメント手続の結果を実務対応報告第 18 号で利用することを想定していなかったと考えられるので、その点は配慮する必要があるのではないか。
10. 今後、IFRS 第 13 号「公正価値測定」や IFRS 第 16 号「リース」は、エンドースメント手続を経たうえで、日本基準としての検討を行うことになることと認識しているが、実務対応報告第 18 号で修正項目とされたかどうかという点が、基準化の参考にされることになるのではないか。

(米国基準の取扱いについて)

11. 今回の事務局の提案では、米国基準については検討しない方針のように思われるため、米国基準についても検討方針を示すべきと考えられる。

個別の IFRS 及び米国会計基準の修正に関する方針について

(全体的な各基準の修正項目としての取扱い方針について)

12. 全体的な各基準の修正項目としての取扱いの方針には賛成である。

(資本性金融商品の OCI オプションに関するノンリサイクリング処理の修正項目として)

の取扱いについて)

13. OCI オプションのノンリサイクリングを修正項目とする場合、減損会計についてどのように考えるかが、実務上の実行可能性を評価する際の大きな論点だと認識している。今後の議論次第ではあるが、IAS 第 39 号のように、廃止される基準を参照せざるを得ないような場合は、実務上の実行可能性に著しい問題があるということで、修正対象としないという取扱いでもよいのではないかと。
14. 資本性金融商品の OCI オプションに関するノンリサイクリング処理について、実務対応報告第 18 号で修正項目と取り扱わないことは理論的には難しいと考えられる。しかしながら、実務上の実行可能性に関して懸念がある点は理解できるので、例えば、修正項目として取り扱ったうえで、金融機関などの影響の大きい業種や、支配力の及ばない関連会社などに関しては、反証規定を設けて修正対象にしないことを認めるなどの対応も考えられるのではないかと。
15. 実務対応報告第 18 号の中では、修正方法について具体的な記述を行うものと理解している。そのため、資本性金融商品に関する OCI オプションに関するノンリサイクリング処理を、仮に修正項目とした場合の減損処理については、廃止される IAS 第 39 号を参照するという記載ではなく、具体的な修正方法を検討した上で、実務上の実行可能性に支障がないかを検討することが必要ではないかと。
16. 資本性金融商品の減損の対応が必要となる場合、実務上の対応が困難であることが想定されるため、実務上対応可能な方法を検討するべきである。
17. 関連会社に対しては、修正項目の対応を要求することは困難であることが多いと考えられるので、子会社とは異なる取扱いを考える必要があると思われる。

(非上場株式の公正価値評価の取扱いについて)

18. IFRS の相場価格のない資本性金融商品への投資に関する公正価値測定を修正項目としないとする提案には賛成であるが、「公正価値を信頼性をもって測定することが難しいと考えられる」という理由は、すでに公正価値測定を適用している在外子会社を対象にしている実務対応報告第 18 号では適切な理由にはならないのではないかと。
19. IFRS の相場価格のない資本性金融商品への投資に関する公正価値測定について、修正国際基準において「削除または修正」とされなかったのは、「削除または修正」を必要最小限とする観点からとされているため、この理由だけでは修正項目としないという結論を導くには弱いため、理由を追加記載した方がよいのではないかと。

(株式の公正価値測定による差額を当期純利益に計上する処理の取扱いについて)

20. 米国会計基準の株式の公正価値測定による差額を当期純利益に計上する処理については、重要性がある場合には、修正するという考えもあるのではないか。
21. 実務対応報告第 18 号では重要性がある項目は修正項目とされていない場合でも各社の判断で修正する枠組みがあるため、株式の公正価値測定による差額の当期純利益への計上について、修正項目としない場合には特段の記述を行う必要はないのではないか。

その他の意見

22. 仮に、今回の実務対応報告第 18 号の見直しで、修正項目がないという結論になった場合、どのようにして検討結果を周知するかについては検討するべきではないか。

以 上